

## 国立大学法人大阪教育大学附属天王寺小学校 P・T・A規約

第22条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときには、役員、会計監査委員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を置く。

- 1) 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
- 2) 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに、解任される。

### P・T・A、教育後援会指名委員会細則

第1条 指名委員は、各学級・各委員会・各クラブの代表と当該年度PTA・教育後援会役員の代表、本校教員とで構成する。

第2条 各学級・各委員会・各クラブの指名委員はそれぞれ1名とする。

(慣例により6年生は免除される)

第3条 PTA・教育後援会の指名委員は若干名とする。

第4条 各学級の指名委員は、立候補または学級委員・評議員の互選による。

第5条 各委員会・クラブの指名委員は、立候補または互選による。

第6条 PTA・教育後援会代表の指名委員は互選による。(慣例により現役女性役員)

第7条 指名委員長は互選による。(慣例により前年度副会長)

付則

第8条 役員の選出については、指名委員の推薦名簿を集約し、総合的な観点から、校長・副校長が役員候補者名簿を作成する。次に、役員候補者名簿を指名委員会にて承認を得た上で、校長・副校長が任命した本校教員(または指名委員)が役員候補者に依頼を行う。

令和5年2月1日より適用する。

第9条 第1条 指名委員の構成員の改正は、令和5年2月1日より適用する。